

株 主 各 位



東京都港区白金一丁目27番6号
株式会社メディアシーク
代表取締役社長 西尾直紀

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいますして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年10月19日（水曜日）午後7時までに到着するよう折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

I. 日 時 令和4年10月20日（木曜日）午後1時00分
（受付開始 午後0時30分）

II. 場 所 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所 東証ARROWS内2F 東証ホール

- （注）
- 会場内の社会的距離確保に伴い、席数が非常に限定的となりますため、ご来場いただきましても議場へご入場いただけないケースがありますことを予めご了承下さい。
 - ご入場の際は、西口エントランス（見学受付入口）よりお願い申し上げます。また、本招集ご通知、議決権行使書用紙を必ずご持参いただきますようお願い申し上げます。
 - 西口エントランスでは、警備員による体温の検査及び金属探知機での検査がございます。併せてご理解賜りますようお願い申し上げます。

4. 末尾の株主総会会場ご案内図もご参照下さい。
5. 株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。

Ⅲ. 目的事項 報告事項

1. 第23期（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.mediaseek.co.jp/>）において修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、同じくインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.mediaseek.co.jp/>）においてお知らせいたしますのでご確認ください。
- 令和4年9月1日に改正会社法（電子提供制度）が施行されました。これに伴い、次回（令和5年3月以降）の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びURL等を記載したお知らせ）のみをお届けすることになります。次回以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行へお問い合わせ下さい。

事 業 報 告

(令和3年8月1日から
令和4年7月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

一般的な概況及び事業別概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、日本国内において引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が続く一方、世界的な政治・経済環境の変動により経済全般に対する中長期的な見通しについても引き続き先行き不透明な状況が続いております。当社グループは当連結会計年度より、従来の法人事業、コンシューマー事業及び新規事業の事業区分を廃止し、新たにコーポレートDX、画像解析・AI、ライフスタイルDX、ブレインテック・DTx及びベンチャーインキュベーションの5つの事業領域をターゲットにビジネス展開を行っております。新型コロナウイルス感染症による経済への影響は未だ払拭し難く、加えて、世界的な政治・経済状況の変化が国内市場にも影響する状況となっており、当社ビジネス全般において少なからぬ影響が生じておりますが、市場環境の変化に基づく各種オンラインサービスに対するニーズ拡大等、新たな市場トレンドに対応した成長市場向けサービス強化と新規ビジネス拡大を進めております。

当連結会計年度においては、「コーポレートDX」ビジネスユニットにおいて、国内の法人クライアントに対するシステムコンサルティング業務による売上を計上しました。「画像解析・AI」ビジネスユニットにおいては、スマートフォン向け無料提供アプリ「バーコードリーダー/アイコンット」を中心に、主にスマートフォン向け広告収入による売上を計上しました。「ライフスタイルDX」ビジネスユニットにおいては、当社オンラインプラットフォーム「マイクラス」、「マイクラスリモート」による売上のほか、スマートフォン向けゲーム等各種情報サービスによる売上を計上しました。「ブレインテック・DTx」ビジネスユニットにおいては、当社ブレインテックアプリ「ALPHA SWITCH」「ALPHA SWITCH PRO」による売上のほか、各種コンサルティングサービスに基づく売上を計上しました。「ベンチャーインキュベーション」ビジネスユニットにおいては、有望なスタートアップ企業、各種ベンチャー企業に対するインキュベーションサービスに伴う活動を

実施しました。なお、主要な連結子会社であった株式会社デリバリーコンサルティングが令和3年7月期第2四半期連結会計期間末をもって連結子会社に該当しなくなったことにより、売上高及び各種段階利益に前年同期と比べて著しい変動が生じております。その結果、当連結会計年度の売上高は、887,076千円(前年同期比50.1%減)、営業利益は、40,950千円(前年同期比75.5%減)、経常利益は、74,931千円(前年同期比62.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は、55,209千円(前年同期比88.4%減)となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりです。

(コーポレートDX)

「コーポレートDX」ビジネスユニットにおいては、主に国内の法人クライアントに対するシステムコンサルティングサービスを実施しました。その結果、同ビジネスユニットの当連結会計年度の売上高は、346,999千円(前年同期比68.9%減)、セグメント利益は、121,776千円(前年同期比34.1%減)となりました。なお、株式会社デリバリーコンサルティングが連結の範囲から除外されたことにより、前連結会計年度に比べて売上高及びセグメント利益が著しく減少しております。一方、株式会社デリバリーコンサルティングの活動に起因した売上高及びセグメント利益を除いた前連結会計年度の売上高は314,718千円、前連結会計年度のセグメント利益は56,149千円となっており、株式会社デリバリーコンサルティングの連結離脱の影響を除けば当該セグメントは、増収増益傾向にあります。

(画像解析・AI)

「画像解析・AI」ビジネスユニットにおいては、累計3,400万ダウンロードを達成したスマートフォン向け無料提供アプリ「バーコードリーダー/アイコン」を中心としたスマートフォン向け広告収入のほか、各種ライセンス提供に基づく売上を計上しました。その結果、同ビジネスユニットの当連結会計年度の売上高は、317,902千円(前年同期比14.6%減)、セグメント利益は、156,951千円(前年同期比31.3%減)となりました。

(ライフスタイルDX)

「ライフスタイルDX」ビジネスユニットにおいては、当社オンラインプラットフォーム「マイクラス」、「マイクラスリモート」による売上のほか、スマートフォン向けゲーム等各種情報サービスによる売上を計上しました。その結果、同ビジネスユニットの当連結会計年度の売上高は、221,480千円(前年同期比23.3%減)、セグメント利益は、14,249千円(前年同期は3,985千円のセグメント損失)となりました。

(ブレインテック・DTx)

「ブレインテック・DTx」ビジネスユニットにおいては、当社ブレインテ

ックアプリ「ALPHA SWITCH」「ALPHA SWITCH PRO」による売上のほか、各種コンサルティングサービスに基づく売上を計上しました。その結果、同ビジネスユニットの当連結会計年度の売上高は、692千円(前年同期比42.7%減)、セグメント損失は、24,874千円(前年同期は23,651千円のセグメント損失)となりました。なお、当該セグメントの売上高は、僅少な値となっておりますが、これは、当該セグメントの活動が当連結会計年度において、事業立ち上げのフェーズにあり、本格的に売上高を計上するフェーズにないためです。

(ベンチャーインキュベーション)

「ベンチャーインキュベーション」ビジネスユニットにおいては、有望なスタートアップ企業、各種ベンチャー企業に対するインキュベーションサービスに伴う活動を実施しました。なお、当連結会計年度で一部売上高及び利益が発生しておりますが、これらは、全社管理部門で発生した費用及び「コーポレートDX」ビジネスユニットで計上された売上高及びセグメント利益と切り分けが困難であるため、当該ビジネスユニットに値を含めております。なお、当連結会計年度に計上されているその他有価証券評価差額金のうち、1,043,011千円は、同ビジネスユニットの活動に起因したものとなります。

2. 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度より従前のビジネスポートフォリオを変更し、将来的に高い成長性が見込まれる、コーポレートDX、画像解析・AI、ライフスタイルDX、ブレインテック・DTx及びベンチャーインキュベーションの5つのビジネス領域をターゲットとして、事業再編を行いました。引き続き、新規事業創出や事業規模拡大のほか、安定的な収益基盤の構築を進めてまいります。いずれの領域も、近年、情報技術の進化に伴い、市場変化のスピードが速くなっており、今後、さらに複雑な変化を遂げていくものと予想されます。

当社グループは、既存マーケットで実績を有するQRコード・バーコード読み取り技術のほか、高い技術力と信頼を基盤とする企業向けコンサルティング能力等、これまで培った強みを最大限活用することに加え、ブレインテック等最新の情報技術を活用した新サービスの開発・提供を通じてさらなるマーケットの開発と事業領域の拡大を図る方針です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業活動への影響に関し、現時点におきましては限定的であると認識しておりますが、経営環境に以下の変化が生じる可能性があります。コーポレートDXの領域においては、リモート業務やオンラインサービスに関連する企業のシステム投資拡大による引き合い増加の可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の流行がさらに長期化した場合、景気の減退や消費者心理の悪化等により、当社グループのビジネス全般について、受注案件の失注や先送り、規模縮小等の影響が発生する可能性があります。

当社グループが優先的に対処すべき課題として、①新たな事業ポートフォリオに基づく新規事業ドメイン立ち上げと拡大、②独自技術開発による市場競争力の強化、③安定的な収益基盤の確立の3つがあります。これらの課題を解決してゆくことで、事業規模のさらなる拡大と安定的な収益基盤の構築を進めてゆく予定です。

① 新たな事業ポートフォリオに基づく新規事業ドメイン立ち上げと拡大

当社グループは、これまで法人事業、コンシューマー事業の2つの事業セグメントを中心としたビジネス展開を行ってまいりましたが、令和4年7月期より事業ポートフォリオを見直し、将来に向け成長を最大化させるための体制変更を実施しました。今後はコーポレートDX、画像解析・AI、ライフスタイルDX、ブレインテック・DTx及びベンチャーインキュベーションの5つのビジネス領域をターゲットに設定し、高い成長性が見込まれる事業領域を中心に、市場ニーズの変化に合わせた事業展開を進めてゆく方針です。コーポレートDXにおいては、当社グループが保有する高度なコンサルティング能力と事業ノウハウを最大限活用し、様々な企業向けコンサルティングサービスを提供してまいります。画像解析・AIにおいては、定番アプリとして高い評価を有する「バーコードリーダー/アイコンット」のプラットフォームに、さらに高度な画像認識技術を組み合わせることで、次世代デバイスに対応したIoTツールとしてさらに進化・発展させてゆく予定です。ライフスタイルDXでは、安定的な稼働実績を誇る「マイクラス」等、当社グループの保有するオンラインプラットフォームを活用した各種サブスクリプションサービスのほか、ゲーム等各種オンラインコンテンツの配信サービスを最新のテクノロジーで進化させることでビジネス拡大を進めます。さらに、世界的にきわめて成長性の高いビジネス分野として注目されるブレインテック・DTxにおいては、ブレインテックビジネスに先進的に取り組んできた当社グループの知見を活かし、スマートフォンアプリによる医療支援サービスや、薬の代わりにアプリを活用し治療を行うデジタルセラピューティクス(DTx)の領域にチャレンジする計画です。当社グループが蓄積し保有する資産については最大限に活用し、さらに、新たなビジネス領域においては積極的なリソース投入により独自技術開発とノウハウ獲得を進めることで、新たな事業ポートフォリオに基づく新規事業ドメインの早期立ち上げとビジネス拡大を進めてゆく計画です。

② 独自技術開発による市場競争力の強化

ビジネスとして未だ発展途上の段階と考えられるブレインテックやデジタルセラピューティクス(DTx)の領域においては、初期段階における独自技術の開発や先進的な事業ノウハウの獲得がその後の市場競争に大きな影響を与えることとなります。当社グループでは、早くからブレインテックの可能性に着目し、令和2年には当社独自技術に基づく法人向けソリューションパッケージ「ALPHA SWITCH PRO」をリリースする等、脳波に注目したトレーニングメソッドである

「ニューロフィードバック」を活用した先進的なブレインテックサービス開発に取り組んでまいりました。ブレインテックと呼ばれる新たなビジネス分野は、世界的にきわめて成長性の高いビジネス分野として注目され、今後多くの企業が様々なアプローチから独自技術、独自サービスを展開する競争市場になると想像されます。当社グループは、医療機関の協力のもとアプリを使ったトレーニングがもたらす慢性疼痛の緩和の研究に取り組んでおり、大学や製薬会社等とのアライアンスをさらに強化し、あわせて当社グループが培ってきたブレインテック及び高度なソフトウェア開発技術に関するノウハウと経験を最大限活用することで、広くヘルスケア領域におけるITビジネス拡大を目指してまいります。ブレインテック・DTxのみならず、それ以外の分野においても、各分野における当社独自技術の開発と市場競争力の強化を進めていく予定です。

③ 安定的な収益基盤の確立

当社グループは、市場成長の高い分野をターゲットとした新たな事業ポートフォリオを構築し、ブレインテックやDTx等新たな事業分野において市場ニーズに先行し競争力の源泉となる技術力やノウハウを早期に獲得することで事業成長を最大化させるよう取り組んでまいりますが、新規事業への積極展開とあわせ、安定的な収益基盤の確立についても、早期に実現できるよう、事業拡大とあわせて取り組んでゆく予定です。新ビジネスポートフォリオにおいて、ブレインテック・デジタルセラピューティクス(DTx)等新たな事業領域へのチャレンジとあわせ、コーポレートDX、画像解析・AI及びライフスタイルDX等の領域においては、これまで蓄積した知見やノウハウのほか既存の事業資産や事業基盤を最大限活用することで、事業拡大とあわせ収益基盤の拡大・安定化を早期に実現させるよう取り組んでまいります。複数の事業ドメインに対し、自社リソースを機動的に配分し最適化させることで、最新技術を活用した新たな独自サービス開発と、既存ビジネス基盤を最大限活用した安定的な収益基盤の確立を目指します。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は40,655千円であり、主なものとしては、開発用ハードウェア、事務用ハードウェア及び事業用設備の取得によるものであります。

4. 資金調達の状況

当連結会計年度は、主として自己資金及び金融機関からの借入金により所要資金を賄いました。

5. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

6. 事業の譲受けの状況

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

7. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

8. 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

9. 財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 20 期 (令和元年 7 月期) | 第 21 期 (令和 2 年 7 月期) | 第 22 期 (令和 3 年 7 月期) | 第 23 期 (令和 4 年 7 月期) |
|------------------------------------|-----------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 1,856,591 | 2,305,411 | 1,778,697 | 887,076 |
| 営業利益又は営業損失(△) (千円) | △128,437 | 39,785 | 166,896 | 40,950 |
| 経常利益又は経常損失(△) (千円) | △84,258 | 113,452 | 202,055 | 74,931 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (千円) | △95,410 | 35,126 | 476,366 | 55,209 |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円) | △9.79 | 3.61 | 48.89 | 5.67 |
| 総 資 産 (千円) | 3,675,960 | 5,214,861 | 5,087,716 | 3,772,084 |
| 純 資 産 (千円) | 2,665,878 | 3,639,093 | 3,938,105 | 3,104,428 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 (円) | 268.09 | 360.41 | 401.96 | 316.48 |

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額は、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
4. 主要な連結子会社であった株式会社デリバリーコンサルティングが令和3年7月期第2四半期連結会計期間末をもって連結子会社に該当しなくなったことにより、売上高及び各種段階利益に著しい変動が生じております。
5. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|------------------|----------|--------|----------------|
| スタートメディアジャパン株式会社 | 42,500千円 | 74.1% | ライフスタイルDX |
| 株式会社メディアシークキャピタル | 35,000千円 | 100.0% | ベンチャーインキュベーション |

(注) 連結子会社は、上記2社であります。

11. 主要な事業内容（令和4年7月31日現在）

当社グループは当連結会計年度より、従来の法人事業、コンシューマー事業及び新規事業の事業区分を廃止し、新たにコーポレートDX、画像解析・AI、ライフスタイルDX、ブレインテック・DTx及びベンチャーインキュベーションの5つのビジネス領域をターゲットに事業再編を行いました。

コーポレートDXは、企業向けシステムコンサルティング業務を中心とする事業です。

画像解析・AIは、当社の持つ高度な画像解析の技術を軸に一般消費者及び顧客企業(クライアント)に様々なビジネスを展開している事業です。

ライフスタイルDXは、EdTech、FanTech、HealthTechの3つのテクノロジーを中心にDX化を促進し、ライフスタイルに欠かせないサービスを提供する事業です。

ブレインテック・DTxは、脳科学とITを組み合わせた新しい事業領域で、脳の状態を整えるニューロフィードバックという技術を活用し、モバイルアプリ等のソフトウェアを使った治療を実現するDTx(デジタルセラピューティクス)の領域で活動している事業です。

ベンチャーインキュベーションは、有望なスタートアップ企業、各種ベンチャー企業に対するインキュベーションサービスを提供する事業です。

12. 主要な営業所の状況（令和4年7月31日現在）

当 社 本 社：東京都港区白金一丁目27番6号

13. 従業員の状況（令和4年7月31日現在）

| 区 分 | 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平 均 年 令 | 平均勤続年数 |
|--------|---------|--------|---------|--------|
| | 名 | 名 | 才 | ヶ月 |
| 男 性 | 52 | — | 34.4 | 88.6 |
| 女 性 | 22 | (増) 1 | 31.7 | 69.2 |
| 合計又は平均 | 74 | (増) 1 | 33.6 | 82.8 |

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員（期中平均従業員数0名）は含まれておりません。
 2. 平均年令及び平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位まで表示しております。

14. 主要な借入先（令和4年7月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|----------|
| 株式会社商工組合中央金庫 | 60,393千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 45,850千円 |
| 株式会社りそな銀行 | 32,000千円 |

II. 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 9,766,800株（自己株式23,345株を含む）

(2) 株 主 数 6,623名

(注) 前期末に比べ221名減少しております。

(3) 大 株 主（上位10名）

| 株 主 名 | 持 株 数（株） | 持株比率（%） |
|---------------------------|-----------|---------|
| 西 尾 直 紀 | 3,478,400 | 35.70 |
| 根 津 康 洋 | 728,100 | 7.47 |
| 丸 山 寛 | 163,100 | 1.67 |
| 鈴 木 智 博 | 110,000 | 1.13 |
| 松 井 証 券 株 式 会 社 | 97,500 | 1.00 |
| 江 口 郁 子 | 96,500 | 0.99 |
| 上 田 八 木 短 資 株 式 会 社 | 77,100 | 0.79 |
| J.P.Morgan Securities plc | 74,900 | 0.77 |
| J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社 | 62,500 | 0.64 |
| 盛 雄 亮 | 62,000 | 0.64 |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等及び保有の状況

イ 取得した株式

該当事項はありません。

ロ 処分した株式

該当事項はありません。

ハ 消却した株式

該当事項はありません。

ニ 決算期末における保有株式

・普通株式 23,345株

2. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役に関する事項（令和4年7月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 西 尾 直 紀 | スタートメディアジャパン株式会社代表取締役社長 株式会社メディアシークキャピタル代表取締役社長 株式会社Link-U社外取締役 RUN. EDGE株式会社社外取締役 日本リビング保証株式会社社外取締役 |
| 取 締 役 | 根 津 康 洋 | 業務管理部長 スタートメディアジャパン株式会社監査役 株式会社メディアシークキャピタル監査役 |
| 取 締 役 | 江 口 郁 子 | ビジネス開発部長 画像解析・AIユニットリーダー スタートメディアジャパン株式会社代表取締役 株式会社メディアシークキャピタル取締役 |
| 取 締 役 | 上 田 耕 嗣 | コーポレートDXユニットリーダー スタートメディアジャパン株式会社取締役 |
| 取 締 役 | 市 橋 哲 | 経理部長 株式会社メディアシークキャピタル取締役 |
| 取 締 役 | 清 水 知 彦 | 弁護士、弁護士法人鶯花代表社員 |
| 常 勤 監 査 役 | 牧 俊 夫 | 学校法人中央大学理事 株式会社オークネット社外取締役 株式会社カタリナ社外取締役 |
| 監 査 役 | 武 田 健 二 | 株式会社オールアバウト社外取締役 |
| 監 査 役 | 西 井 敏 恭 | オイシックス・ラ・大地株式会社専門役員 株式会社シンクロ代表取締役 |

- (注) 1. 取締役清水知彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役牧俊夫、武田健二及び西井敏恭の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、武田健二氏を独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。
3. 監査役西井敏恭氏は、上場会社における戦略的投資や事業開発等の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を当社の保険料負担により締結しております。当該契約により、被保険者が会社の役員に就き行った不当な行為に起因して保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求につき被保険者が被る損害が填補されます。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|----------------------|-------------------|-------------------|-------------|------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | |
| 取締役 (うち社外 取締役) | 48,295 (1,200) | 48,295 (1,200) | — | — | 6 (1) |
| 監査役 (うち社外 監査役) | 5,400 (5,400) | 5,400 (5,400) | — | — | 3 (3) |

(注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額39,899千円を支払っております。
2. 取締役及び監査役の報酬限度額は、株主総会における決議により、以下のとおり定められております。

(1) 取締役

年額2億円以内(平成12年9月25日開催第1回定時株主総会決議。当該決議時における取締役の員数は5名。)に加え、ストックオプションとしての新株予約権による報酬年額2億円以内(平成18年10月27日開催第7回定時株主総会決議。当該決議時における取締役の員数は6名。)と決議いただいております(但し、使用人兼務取締役の使用人としての給与はこれらに含まれません)。

(2) 監査役

年額5千万円以内(平成12年9月25日開催第1回定時株主総会決議。当該決議時における監査役の員数は3名。)に加え、ストックオプションとしての新株予約権による報酬年額5千万円以内(平成18年10月27日開催第7回定時株主総会決議。当該決議時における監査役の員数は3名。)と決議いただいております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2021年2月24日付取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定しております。当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、下記方針に従い権限委任を受けた代表取締役社長西尾直紀により決定されました。なお、当該権限委任の理由は、当社の業務執行を統括する立場である代表取締役が適任であるからであります。また、取締役会は、当該報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に従ったものであることから適切なものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬により構成する。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年

数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役を監督するものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該監督に従って決定しなければならないこととする。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役清水知彦氏は、弁護士法人鶯花代表社員を兼務しておりますが、当社と当該法人との間に取引関係はありません。
- ・監査役牧俊夫氏は、学校法人中央大学理事、株式会社オークネット社外取締役及び株式会社カタリナ社外取締役を兼務しておりますが、当社と各法人との間に取引関係はありません。
- ・監査役武田健二氏は、株式会社オールアバウト社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に取引関係はありません。
- ・監査役西井敏恭氏は、オイシックス・ラ・大地株式会社専門役員及び株式会社シンクロ代表取締役を兼務しておりますが、当社と各社との間に取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

当社では、毎月1回、定時取締役会及び監査役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会及び監査役会を開催しております。

- ・取締役であります清水知彦氏は、当事業年度に開催された16回の実務取締役会のうち15回に出席し、弁護士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な助言・提言を行っております。さらに法律に関する高い専門知識と豊富な経験に基づき当社の経営全般の監視と幅広い視野からの有効な助言を行っております。
- ・常勤監査役であります牧俊夫氏は、当事業年度に開催された16回の実務取締役会及び12回の実務監査役会の全てに出席し、法令適合性の観点から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・非常勤監査役であります武田健二氏は、当事業年度に開催された16回の実務取締役会及び12回の実務監査役会の全てに出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・

提言を行っております。

- ・非常勤監査役であります西井敏恭氏は、当事業年度に開催された16回の取締役会のうち13回、並びに12回の監査役会のうち10回に出席し、財務会計の観点から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(注) 上記の他、会社法第370条に定める書面決議を2回実施しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役清水知彦氏、監査役牧俊夫氏、監査役武田健二氏及び監査役西井敏恭氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該各契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。

4. 会計監査人の状況

- (1) 名 称 太陽有限責任監査法人
(2) 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る報酬等の額 | 15,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬の額と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行の状況及び報酬見積の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社においては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適切性等を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役の過半数をもって行う監査役会の決議を経て、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

5. 会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、取締役業務管理部長をコンプライアンスに関する担当取締役とし、コンプライアンスに関する基本方針及び基本体制の整備・構築を図る。
 - ② 取締役及び使用人は、企業としての社会的責任に応え、企業倫理及び法令・定款を厳守した企業活動に努める。
 - ③ 財務報告をはじめ各種情報の適切な開示を実施し、経営の透明性及び健全性を高めるため社内体制の整備を図る。

- ④ 市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 法令に定めのある他、文書管理規程など社内規程に従い、取締役や使用人による職務執行の状況を記録するための文書等を作成し、適正な管理と保存を行う。
 - ② 取締役及び監査役は、いつでも前項に定める文書等を閲覧できるものとする。
 - ③ 取締役の職務執行に係わる情報は、法令又は東京証券取引所の適時開示規則に従い、適正な開示を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社の事業運営全般のリスクは、代表取締役が管理責任者となり、全社にわたるリスク管理体制の整備及び問題点の把握に努める。各取締役は管掌する業務のリスク管理を行う。
 - ② 取締役、執行役員及び幹部使用人は、各担当業務部門を指揮してマニュアルやガイドラインを作成・配布し、使用人への教育・研修を通じて、会社の損失の危険を回避・予防し、又は管理する体制の整備を図る。
 - ③ 重大なリスクが発現し、全社的対応を要する場合は、代表取締役を対策本部長として、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
 - ② 職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。
 - ③ その他業務の合理化、電子化に向けた取組みにより、職務の効率性確保を図る体制の整備を行う。
 - ④ 取締役会、経営会議による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループの業務適正確保の観点から、当社の関係会社管理規程及び関連するグループ会社の規程等に基づく報告のもとその業務遂行状況を把握し、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要なグループ会社への指導、支援を実施する。
 - ② グループ会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性及び当社監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役が万全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位（専属か兼業か）について決議するものとする。
 - ② この補助使用人の異動には監査役の同意が必要とし、またその人事評価は監査役が行う。
 - ③ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、執行役員等の指揮命令を受けないものとする。
 - ④ 当該補助使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務に優先して従事するものとする。
- (7) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する虞がある場合、当社グループの取締役、執行役員若しくは使用人による違法又は不正な行為を発見した場合、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた場合は、その事項を速やかに当社の監査役へ報告する。
 - ② 当社グループの各部門を管掌する取締役、執行役員及び幹部使用人は、当社の監査役会と協議して、定期的又は不定期に担当する部門のコンプライアンスの状況を報告するものとする。
- (8) 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループは、当社監査役へ報告を行った当社グループの役員、使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員、使用人等に周知徹底する。
- (9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役や会計監査人により、監査役との定期的な意見交換会を開催する。
 - ② 上記のほか、当社グループの取締役、執行役員及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努める。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っています。

- ① コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、経営チェック機能の強化に努めております。また、社長を含む全取締役に社内主要部門の責任者を加えたメンバーで構成される経営会議を原則として週1回のペースで開催し、さらにグループウェアを活用した情報共有など適時開示すべき会社情報の共有化のための体制を整備しております。
- ② 反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等の外部関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応の徹底を図っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(令和4年7月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 766,364 | 流動負債 | 123,523 |
| 現金及び預金 | 496,521 | 買掛金 | 10,884 |
| 売掛金及び契約資産 | 111,786 | 1年内返済予定の長期借入金 | 49,612 |
| 商品 | 847 | 未払法人税等 | 5,104 |
| 仕掛品 | 1,961 | 賞与引当金 | 12,000 |
| その他 | 155,252 | 契約負債 | 3,842 |
| 貸倒引当金 | △4 | その他 | 42,079 |
| 固定資産 | 3,005,720 | 固定負債 | 544,132 |
| 有形固定資産 | 35,402 | 長期借入金 | 88,631 |
| 建物及び構築物 | 14,229 | 資産除去債務 | 7,123 |
| 車両運搬具 | 1,915 | 繰延税金負債 | 448,378 |
| 工具、器具及び備品 | 19,258 | 負債合計 | 667,656 |
| 投資その他の資産 | 2,970,318 | 純資産の部 | |
| 投資有価証券 | 2,898,992 | 株主資本 | 2,054,212 |
| その他 | 97,976 | 資本金 | 823,267 |
| 貸倒引当金 | △26,650 | 資本剰余金 | 1,029,669 |
| | | 利益剰余金 | 241,000 |
| | | 自己株式 | △39,724 |
| | | その他の包括利益累計額 | 1,029,373 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,029,373 |
| | | 非支配株主持分 | 20,842 |
| | | 純資産合計 | 3,104,428 |
| 資産合計 | 3,772,084 | 負債及び純資産合計 | 3,772,084 |

連結損益計算書

(令和3年8月1日から
令和4年7月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------|
| 売 上 高 | 887,076 |
| 売 上 原 価 | 548,331 |
| 売 上 総 利 益 | 338,745 |
| 販売費及び一般管理費 | 297,794 |
| 営 業 利 益 | 40,950 |
| 営 業 外 収 益 | 123,656 |
| 受 取 利 息 | 28,237 |
| 受 取 配 当 金 | 13,533 |
| 投資有価証券売却益 | 69,643 |
| そ の 他 | 12,242 |
| 営 業 外 費 用 | 89,676 |
| 支 払 利 息 | 1,397 |
| 投資有価証券売却損 | 4,466 |
| 投資有価証券評価損 | 79,920 |
| そ の 他 | 3,891 |
| 経 常 利 益 | 74,931 |
| 特 別 損 失 | 3,412 |
| 固定資産除却損 | 384 |
| 事務所移転費用 | 3,027 |
| 税金等調整前当期純利益 | 71,519 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 22,977 |
| 法人税等調整額 | △5,923 |
| 当 期 純 利 益 | 54,464 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | △744 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 55,209 |

連結株主資本等変動計算書

(令和3年8月1日から)
(令和4年7月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------------|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 令和3年8月1日残高 | 823,267 | 1,029,669 | 195,534 | △39,724 | 2,008,746 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | — | — | 55,209 | — | 55,209 |
| 剰余金の配当 | — | — | △9,743 | — | △9,743 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | — | — | — | — | — |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | — | 45,465 | — | 45,465 |
| 令和4年7月31日残高 | 823,267 | 1,029,669 | 241,000 | △39,724 | 2,054,212 |

(単位：千円)

| | その他の包括利益累計額 | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------------|--------------|---------------|---------|-----------|
| | その他有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 令和3年8月1日残高 | 1,907,772 | 1,907,772 | 21,586 | 3,938,105 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | — | — | — | 55,209 |
| 剰余金の配当 | — | — | — | △9,743 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △878,398 | △878,398 | △744 | △879,142 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △878,398 | △878,398 | △744 | △833,676 |
| 令和4年7月31日残高 | 1,029,373 | 1,029,373 | 20,842 | 3,104,428 |

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
全ての子会社を連結しております。
連結子会社の数：2社
連結子会社の名称：スタートメディアジャパン株式会社
株式会社メディアシークキャピタル
 - (2) 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
 - (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
スタートメディアジャパン株式会社及び株式会社メディアシークキャピタルの決算日は、連結決算日と一致しております。
 - (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券：市場価格のない株式等以外のもの
時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - ロ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商 品：移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - 仕 掛 品：個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - その他の棚卸資産：個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)：定率法

主な耐用年数

建物及び構築物 8～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産(リース資産を除く)：定額法

主な耐用年数

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内による利用可能期間)

長期前払費用：主として均等償却によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金：従業員に対する賞与の支給に備えて、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なビジネスユニットにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

コーポレートDX：ソフトウェア開発を行っており、ごく短期の履行義務につきましても、完全に履行義務を充足した時点で収益認識を行っております。これら以外につきましても、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識を行っております。

画像解析・AI：アプリ「バーコードリーダー/アイコンット」を中心としたスマートフォン向け広告掲載及び各種ライセンス提供を行っております。

広告掲載につきましても、広告配信が完了した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。また、ライセンス提供につきましても、ライセンスの提供時に履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

ライフスタイルDX：「マイクラス」、「マイクラスリモート」のサービス提供及び保守運用、スマートフォン向けゲームの提供並びに各種コンテンツの配信を行っております。

「マイクラス」、「マイクラスリモート」のサービス提供のうち、ごく短期の履行義務につきましては、完全に履行義務を充足した時点で収益認識を行っております。

これら以外につきましては、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識を行っております。また、保守運用につきましては、当該サービスの提供を通じて一定の期間にわたり収益認識を行っております。

スマートフォン向けゲームの提供につきましては、ユーザーがゲーム内通貨を利用(消費)してアイテム等を取得した時点で収益認識を行っております。

各種コンテンツの配信につきましては、有料コンテンツが利用者に提供された時点で収益認識を行っております。

ブレインテック・DTx：アプリ「ALPHA SWITCH」、「ALPHA SWITCH PRO」の提供を行っており、有料コンテンツが利用者に提供された時点で収益認識を行っております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

外貨建の資産及び外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により及び負債の本邦通貨より円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。外貨への換算基準は、

重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理による。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ニ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理による金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

当社グループは、従来は進捗部分について成果の確実性が認められる取引には工事進行基準を、それ以外の取引には工事完成基準を適用しておりました。これを当連結会計年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)を用いております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとし、また、「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」(当連結会計年度2,587千円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 投資有価証券の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
投資有価証券(非上場株式) 46,532千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

投資有価証券(非上場株式)については、取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりますが、当該株式の実質価額が著しく低下したときは、回復可能性の判断を行った上で、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行います。回復可能性を合理的に判断するための将来利益計画については、一定の仮定をおいており、その仮定には不確実性が伴います。これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において投資有価証券評価損が発生する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
繰延税金資産(繰延税金負債相殺前) 7,945千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産を計上するにあたり、その回収可能性について、将来減算一時差異の解消スケジュール、将来課税所得の見積り等に基づき判断しております。将来課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎として算定しており、スケジュール可能な一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性があるものと判断しております。新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期を予測することは困難であります。今後令和5年7月期の一定期間にわたり、当該影響が継続する仮定のもと、会計上の見積りを行っております。課税所得の見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額が将来課税所得の見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識される繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 進捗度に基づく収益認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 120,684千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、ソフトウェア開発に関し、ごく短期の履行義務を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識を行っており、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合には、進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度は、ソフトウェア開発人員の件費や外注費等の積算を主要な仮定とした原価総額の見積額に対する累積実際発生原価の割合(インプット法)で算定しております。ソフトウェア開発人員の件費や外注費等は、見積の不確実性が高く、原価発生額の実績が見積金額と乖離することにより、翌連結会計年度の連結計算書類においてソフトウェア開発に係る損益が変動する可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 20,331千円

7. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 887,076千円

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 9,766,800株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|---------|----------------|---------------------|-----------|------------|
| 令和3年10月22日 定時株主総会 | 普通株式 | 繰越利益剰余金 | 9,743 | 1.00 | 令和3年7月31日 | 令和3年10月25日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|---------|----------------|---------------------|-----------|------------|
| 令和4年10月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 繰越利益剰余金 | 9,743 | 1.00 | 令和4年7月31日 | 令和4年10月21日 |

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数
該当事項はありません。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に自己資金及び銀行借入によって賄っております。余資の運用については、安全性、流動性及び収益性等の各種要素を総合的に考慮した上で、金融商品を選定する方針を採っております。デリバティブは、主として後述するリスクを回避するために利用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、余資の運用を目的とする債券、投資信託及び株券並びに政策目的で出資した株式が主な内容になります。これらは、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、その殆どが1年以内に決済が到来するものであります。

短期借入金及び長期借入金は、経営安定化のため市中銀行より運転資金として借入れたものであり、このうち一部のものについては金利変動のリスクに晒されておりますが、必要に応じてデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。また、これについては、月次ごとに資金繰計画を作成・見直しする等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、含まれておりません。(注)2参照。

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------------|------------|-----------|------|
| 投資有価証券 その他有価証券 | 2,852,459 | 2,852,459 | — |
| 資産計 | 2,852,459 | 2,852,459 | — |
| 長期借入金 | 138,243 | 137,979 | △263 |
| 負債計 | 138,243 | 137,979 | △263 |
| デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの | — | — | — |
| デリバティブ取引計 | — | — | — |

- (注) 1. 「現金及び預金」は、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
 2. 「売掛金」及び「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
 3. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分 | 連結貸借対照表計上額(千円) |
|-------|----------------|
| 非上場株式 | 46,532 |

4. 長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより1年以内返済予定の長期借入金に計上されたものについては、上表では長期借入金と表示しております。
 5. デリバティブ取引における金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。
 6. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|--------|---------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 496,521 | — | — | — |
| 売掛金 | 111,786 | — | — | — |
| 合計 | 608,307 | — | — | — |

7. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-------|--------|---------|----------|------|
| 長期借入金 | 49,612 | 88,631 | — | — |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|-------------------|-----------|---------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 その他有価証券 | | | | |
| 株式 | 1,799,753 | — | — | 1,799,753 |
| その他 | 246,528 | 531,980 | — | 778,508 |
| 資産計 | 2,046,282 | 531,980 | — | 2,578,262 |

(注) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は、274,196千円です。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|-------|------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金 | — | 137,979 | — | 137,979 |
| 負債計 | — | 137,979 | — | 137,979 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している外国債券及び優先出資証券は相場価格を用いて評価しているものの、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | | | | 合計 |
|----------------|----------|---------|-----------|-------------|---------|---------|
| | コーポレートDX | 画像解析・AI | ライフスタイルDX | ブレインテック・DTx | 計 | |
| 一時点で移転される財 | 211,150 | 316,782 | 165,722 | 382 | 694,039 | 694,039 |
| 一定期間にわたり移転される財 | 135,849 | 1,120 | 55,758 | 310 | 193,037 | 193,037 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 346,999 | 317,902 | 221,480 | 692 | 887,076 | 887,076 |
| その他の収益 | — | — | — | — | — | — |
| 外部顧客への売上高 | 346,999 | 317,902 | 221,480 | 692 | 887,076 | 887,076 |

(注) 主に、株式会社メディアシークキャピタルで発生するベンチャーインキュベーションのビジネスユニットで発生した収益は、コーポレートDXセグメントで発生した収益との切り分けが困難であるため、これらに含めております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | 142,367 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | 90,418 |
| 契約資産(期首残高) | 13,319 |
| 契約資産(期末残高) | 21,101 |
| 契約負債(期首残高) | 3,258 |
| 契約負債(期末残高) | 3,842 |

契約資産は、顧客との契約について期末日時点で完了しているが未請求の履行義務に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は3,258千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|---------|---------|
| 1年以内 | 82,869 |
| 1年超2年以内 | 10,956 |
| 合計 | 93,825 |

11. 1株当たり情報に関する注記

| | | |
|----------------|------|-----|
| (1) 1株当たり純資産額 | 316円 | 48銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 5円 | 67銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(令和4年7月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 732,555 | 流動負債 | 123,709 |
| 現金及び預金 | 370,738 | 買掛金 | 10,884 |
| 売掛金及び契約資産 | 111,520 | 1年内返済予定の長期借入金 | 49,612 |
| 商 品 | 847 | 未払金 | 14,730 |
| 仕 掛 品 | 1,961 | 未払費用 | 14,026 |
| 前 払 費 用 | 4,212 | 未払法人税等 | 4,589 |
| そ の 他 | 251,181 | 契 約 負 債 | 3,842 |
| 貸倒引当金 | △7,906 | 預 り 金 | 8,569 |
| 固定資産 | 2,994,787 | 前 受 収 益 | 703 |
| 有形固定資産 | 35,402 | 賞 与 引 当 金 | 12,000 |
| 建物及び構築物 | 14,229 | そ の 他 | 4,750 |
| 車両運搬具 | 1,915 | 固定負債 | 544,132 |
| 工具、器具及び備品 | 19,258 | 長期借入金 | 88,631 |
| 投資その他の資産 | 2,959,385 | 繰延税金負債 | 448,378 |
| 投資有価証券 | 2,852,459 | 資産除去債務 | 7,123 |
| 関係会社株式 | 35,600 | 負債合計 | 667,842 |
| 長期前払費用 | 131 | 純資産の部 | |
| 長期滞留債権 | 26,650 | 株主資本 | 2,030,126 |
| 出 資 金 | 30 | 資 本 金 | 823,267 |
| そ の 他 | 71,164 | 資 本 剰 余 金 | 956,507 |
| 貸倒引当金 | △26,650 | 資 本 準 備 金 | 956,507 |
| | | 利益剰余金 | 290,076 |
| | | その他利益剰余金 | 290,076 |
| | | 繰越利益剰余金 | 290,076 |
| | | 自己株式 | △39,724 |
| | | 評価・換算差額等 | 1,029,373 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,029,373 |
| | | 純資産合計 | 3,059,500 |
| 資産合計 | 3,727,342 | 負債及び純資産合計 | 3,727,342 |

損 益 計 算 書

(令和3年8月1日から
令和4年7月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------|
| 売 上 高 | 884,845 |
| 売 上 原 価 | 548,331 |
| 売 上 総 利 益 | 336,514 |
| 販売費及び一般管理費 | 297,144 |
| 営 業 利 益 | 39,370 |
| 営 業 外 収 益 | 126,750 |
| 受 取 利 息 | 1,475 |
| 有 価 証 券 利 息 | 28,236 |
| 受 取 配 当 金 | 13,052 |
| 投資有価証券売却益 | 69,643 |
| そ の 他 | 14,341 |
| 営 業 外 費 用 | 21,361 |
| 支 払 利 息 | 1,397 |
| 投資有価証券売却損 | 4,466 |
| 投資有価証券評価損 | 3,702 |
| 貸倒引当金繰入 | 7,903 |
| 支 払 手 数 料 | 3,891 |
| 経 常 利 益 | 144,758 |
| 特 別 損 失 | 73,412 |
| 関係会社株式評価損 | 70,000 |
| そ の 他 | 3,412 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 71,346 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 22,364 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △5,923 |
| 当 期 純 利 益 | 54,905 |

株主資本等変動計算書

(令和3年8月1日から)
(令和4年7月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------------------|---------|---------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 令和3年8月1日残高 | 823,267 | 956,507 | 956,507 | 244,914 | 244,914 | △39,724 | 1,984,965 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | — | — | — | 54,905 | 54,905 | — | 54,905 |
| 剰余金の配当 | — | — | — | △9,743 | △9,743 | — | △9,743 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | — | — | — | — | — | — | — |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | — | 45,161 | 45,161 | — | 45,161 |
| 令和4年7月31日残高 | 823,267 | 956,507 | 956,507 | 290,076 | 290,076 | △39,724 | 2,030,126 |

(単位：千円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|----------------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 令和3年8月1日残高 | 1,907,772 | 1,907,772 | 3,892,737 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 当期純利益 | — | — | 54,905 |
| 剰余金の配当 | — | — | △9,743 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △878,398 | △878,398 | △878,398 |
| 事業年度中の変動額合計 | △878,398 | △878,398 | △833,236 |
| 令和4年7月31日残高 | 1,029,373 | 1,029,373 | 3,059,500 |

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券：市場価格のない株式等以外のもの
時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品：移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕 掛 品：個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他の棚卸資産：個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)：定率法

主な耐用年数

建 物 及 び 構 築 物 8～15年

車 両 運 搬 具 6年

工 具、器 具 及 び 備 品 4～10年

無形固定資産(リース資産を除く)：定額法

主な耐用年数

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金：従業員に対する賞与の支給に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なビジネスユニットにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

コーポレートDX：ソフトウェア開発を行っており、ごく短期の履行義務につきましては、完全に履行義務を充足した時点で収益認識を行っております。これら以外につきましては、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識を行っております。

画像解析・AI：アプリ「バーコードリーダー/アイコンット」を中心としたスマートフォン向け広告掲載及び各種ライセンス提供を行っております。

広告掲載につきましては、広告配信が完了した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。また、ライセンス提供につきましては、ライセンスの提供時に履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

ライフスタイルDX：「マイクラス」、「マイクラスリモート」のサービス提供及び保守運用、スマートフォン向けゲームの提供並びに各種コンテンツの配信を行っております。

「マイクラス」、「マイクラスリモート」のサービス提供のうち、ごく短期の履行義務につきましては、完全に履行義務を充足した時点で収益認識を行っております。

これら以外につきましては、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識を行っております。また、保守運用につきましては、当該サービスの提供を通じて一定の期間にわたり収益認識を行っております。

スマートフォン向けゲームの提供につきましては、ユーザーがゲーム内通貨を利用(消費)してアイテム等を取得した時点で収益認識を行っております。

各種コンテンツの配信につきましては、有料コンテンツが利用者に提供された時点で収益認識を行っております。

ブレインテック・DTx：アプリ「ALPHA SWITCH」、「ALPHA SWITCH PRO」の提供を行っており、有料コンテンツが利用者に提供された時点で収益認識を行っております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨及び負債の本邦通に換算し、換算差額は、損益として処理しております。

貨への換算基準

重要なヘッジ会：① ヘッジ会計の方法

計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

当社は、従来は進捗部分について成果の確実性が認められる取引には工事進行基準を、それ以外の取引には工事完成基準を適用しておりました。これを当事業年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)を用いております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとし、また、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」(当事業年度2,587千円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「事務所移転費用」(当事業年度3,027千円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 投資有価証券、関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券(非上場株式) 一千円

関係会社株式 35,600千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に記載しているため、注記を省略しています。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(繰延税金負債相殺前) 7,945千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に記載しているため、注記を省略しています。

(3) 進捗度に基づく収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 120,684千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に記載しているため、注記を省略しています。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権

100,192千円

(2) 関係会社に対する短期金銭債務

703千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

20,331千円

| | |
|----------------------------|-------------------|
| 7. 損益計算書に関する注記 | |
| (1) 関係会社との取引高 | |
| 営業取引以外の取引による取引高 | |
| 業務受託手数料 | 2,100千円 |
| 受取利息 | 1,474千円 |
| (2) 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 | 884,845千円 |
| 8. 株主資本等変動計算書に関する注記 | |
| 当事業年度の末日における自己株式の数 | |
| 普通株式 | 23,345株 |
| 9. 税効果会計に関する注記 | |
| 繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳 | |
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 1,589千円 |
| 貸倒引当金超過額 | 10,581千円 |
| 投資有価証券評価損 | 3,375千円 |
| 関係会社株式評価損 | 29,823千円 |
| 繰越欠損金 | 15,105千円 |
| 資産除去債務 | 2,181千円 |
| 賞与引当金超過額 | 3,674千円 |
| 未払費用 | 577千円 |
| 減価償却費及び減損損失 | 460千円 |
| 未払家賃 | 1,487千円 |
| 繰延税金資産小計 | <u>68,856千円</u> |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | <u>△14,053千円</u> |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | <u>△46,857千円</u> |
| 評価性引当額小計 | <u>△60,911千円</u> |
| 繰延税金資産合計 | <u>7,945千円</u> |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務 | △2,022千円 |
| 投資有価証券評価差額金 | <u>△454,301千円</u> |
| 繰延税金負債合計 | <u>△456,323千円</u> |
| 繰延税金負債純額 | <u>△448,378千円</u> |

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

| 当社との関係 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 取引内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|--------|------------------|----------------|---------|----------|-------|----------|
| 子会社 | スタートメディアジャパン株式会社 | 74.1% | 本社業務の受託 | 2,100 | 未収入金 | 192 |
| 子会社 | 株式会社メディアシーケキャピタル | 100.0% | 資金の貸付 | 100,000 | 短期貸付金 | 100,000 |
| | | | 利息の受取 | 1,474 | 前受収益 | 703 |

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

| 当社との関係 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 取引内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----------------------------|--------------|----------------|---------------|----------|-----|----------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | 株式会社プログラフィック | — | 開発業務及び管理業務の委託 | 61,327 | 買掛金 | 6,197 |

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。

11. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

314円 01銭

(2) 1株当たり当期純利益

5円 64銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年9月16日

株式会社メディアシーク

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏木 忠

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島川 行正

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メディアシークの令和3年8月1日から令和4年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディアシーク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年9月16日

株式会社メディアシーク

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柏木 忠
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 島川 行正
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メディアシークの令和3年8月1日から令和4年7月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたしました。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年9月21日

株式会社メディアシーク 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 牧 俊 夫 ㊟

監 査 役(社外監査役) 武 田 健 二 ㊟

監 査 役(社外監査役) 西 井 敏 恭 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営基盤の一層の強化と次期における一定の資金を必要とする施策の実行の際に内部留保を活用することが将来にわたる実質的な株式価値の増大を実現するために必要との見地から内部留保に努めてまいるとともに、株主の皆様のご支援にお応えするため、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、9,743,455円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和4年10月21日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更したく、その承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されたことによる株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 変更後定款第18条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(6名)が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1 | にし お なお き 西尾直紀 (昭和40年11月1日生) | 平成3年4月 アンダーセンコンサルティング入社 平成8年9月 アンダーセンコンサルティング株式会社(現アクセンチュア株式会社)へ転籍 平成12年3月 当社設立 当社代表取締役社長(現任) 平成15年7月 スタートメディアジャパン株式会社代表取締役社長(現任) 平成17年8月 株式会社デリバリー(現株式会社デリバリーコンサルティング)取締役 平成27年10月 株式会社L i n k - U社外取締役(現任) 令和元年8月 株式会社メディアシークキャピタル代表取締役社長(現任) 令和2年2月 R U N . E D G E株式会社社外取締役(現任) 令和3年9月 日本リビング保証株式会社社外取締役(現任) | 3,478,400株 |
| 2 | ね づ やす ひろ 根津康洋 (昭和42年9月7日生) | 平成4年6月 アンダーセンコンサルティング入社 平成10年9月 アンダーセンコンサルティング株式会社(現アクセンチュア株式会社)へ転籍 平成12年3月 当社設立 当社取締役(現任) 平成12年9月 当社業務管理部長(現任) 平成15年7月 スタートメディアジャパン株式会社監査役(現任) 平成17年8月 株式会社デリバリー(現株式会社デリバリーコンサルティング)監査役 令和元年8月 株式会社メディアシークキャピタル監査役(現任) | 728,100株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3 | え ぐち いく こ 江口 郁子 (昭和44年1月4日生) | 平成3年4月 清水建設株式会社入社 平成5年8月 横浜市市議会議員選挙対策事務所勤務 平成9年4月 株式会社ユニバーサル・プランニング設立 代表取締役 平成12年3月 当社設立 当社取締役(現任) 平成13年9月 当社メディアイノベーション事業部長 当社事業開発部長 平成14年9月 スタートメディアジャパン株式会社取締役 平成15年7月 スタートメディアジャパン株式会社代表取締役(現任) 平成16年1月 スタートメディアジャパン株式会社代表取締役(現任) 平成24年9月 当社コンシューマー事業部長 平成29年10月 株式会社デリバリーコンサルティング取締役 令和元年8月 株式会社メディアシークキャピタル取締役(現任) 令和3年8月 当社ビジネス開発部長兼画像解析・AIユニットリーダー(現任) | 96,500株 |
| 4 | うえ だ こう じ 上田 耕嗣 (昭和43年9月8日生) | 平成3年5月 アンダーセンコンサルティング入社 平成9年9月 アンダーセンコンサルティング株式会社(現アクセンチュア株式会社)へ転籍 平成13年8月 当社入社 平成18年10月 当社サービス開発事業部長 平成19年10月 当社取締役(現任) 平成24年9月 当社法人事業部長 平成25年10月 株式会社デリバリー(現株式会社デリバリーコンサルティング)監査役 株式会社デリバリー(現株式会社デリバリーコンサルティング)取締役 平成27年10月 スタートメディアジャパン株式会社取締役(現任) 令和3年8月 当社コーポレートDXユニットリーダー(現任) | 5,000株 |
| 5 | いち はし てつ 市橋 哲 (昭和51年12月26日生) | 平成12年4月 三井鉱山株式会社(現日本コークス工業株式会社)入社 平成15年12月 株式会社メディアシーク入社 平成27年10月 株式会社デリバリー(現株式会社デリバリーコンサルティング)監査役 株式会社デリバリー(現株式会社デリバリーコンサルティング)取締役 平成28年10月 株式会社メディアシークキャピタル取締役(現任) 令和元年8月 株式会社メディアシークキャピタル取締役(現任) 令和元年10月 当社取締役(現任) 当社経理部長(現任) | - |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6 | しみず とも ひこ 清水 知彦 (昭和36年1月13日生) | 平成4年4月 第一東京弁護士会登録 成和共同法律事務所入所 平成9年8月 Winthrop, Stimson, Putnam & Roberts 法律事務所(現 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman 法律事務所)勤務 平成14年2月 清水国際法律事務所所長 平成18年6月 三櫻工業株式会社社外監査役 平成21年1月 内閣府 官民人材交流センター 法令等遵守担当室長 平成23年6月 石川島建材工業株式会社社外監査役 平成26年8月 日本ヘルスケア投資法人監督役員 平成26年10月 当社社外取締役(現任) 平成29年4月 木村・佐生・奥野法律特許事務所パートナー 平成29年10月 株式会社デリバリーコンサルティング監査役 令和2年5月 弁護士法人鶯花代表社員(現任) | - |

- (注) 1. 取締役候補者西尾直紀氏はスタートメディアジャパン株式会社の代表取締役社長及び株式会社メディアシークキャピタルの代表取締役社長を兼務しており、当社は各会社との間に業務委託等の取引関係があります。
2. 取締役候補者江口郁子氏はスタートメディアジャパン株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は当該会社との間に業務委託等の取引関係があります。
3. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 清水知彦氏は社外取締役候補者であります。
清水知彦氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、弁護士として法律に関する高い専門知識と豊富な経験を有しており、当該経験等を活かして当社への経営全般の監視と幅広い視野からの有効な助言を行っていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 清水知彦氏は当社との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との間で上記契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を当社の保険料負担により締結しております。当該契約により、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った不当な行為に起因して保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求につき被保険者が被る損害が填補されます。各候補者は、選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所 東証ARROWS内
2F 東証ホール
TEL 03 (3666) 0141



西口エントランス（見学受付入口）からご入場下さい。

最寄駅

- | | | |
|---------|------------|-------|
| ● 東西線 | 茅場町駅（出口11） | 徒歩 5分 |
| ● 日比谷線 | 茅場町駅（出口7） | 徒歩 7分 |
| ● 都営浅草線 | 日本橋駅（出口D2） | 徒歩 5分 |

会場には駐車場を準備していません。
公共交通機関等をご利用下さいますようお願い申し上げます。